

八王子市排水設備工事指定工事店等の指定取消し等措置要綱

平成21年10月1日施行

改正 平成29年4月1日

改正 令和元年12月17日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市下水道条例(昭和41年八王子市条例第9号。以下「条例」という。)第10条の7の規定による八王子市排水設備工事指定工事店(以下「指定工事店」という。)の指定の効力の停止又は取消し及び第10条の12の規定による排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録の効力の停止又は取消しの措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定、登録の停止又は取消し)

第2条 市長は、指定工事店、又は責任技術者が別表の各項に掲げる措置要件に該当するときは、同表に定める措置内容により、指定工事店に対する指定の効力の停止、又は取消し及び責任技術者に対する登録の効力の停止、又は取消し(以下「処分」という。)を行うものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、処分があったときは、条例第10条の規定による排水設備等の新設等の工事を行ってはならない。ただし、現に八王子市下水道条例施行規則(昭和41年八王子市規則第33条)様式第6に規定する排水設備等新設等計画届出書が受理されている場合は、この限りでない。

(聴聞その他の手続き)

第3条 市長は、処分を行おうとする場合には、該当者に対し、八王子市行政手続条例(平成7年八王子市条例第28号)第3章の規定により聴聞その他の手続きを行う。

(処分の決定)

第4条 市長は、該当者に対し、聴聞その他の手続きによる報告書、聴聞調書等の内容及び措置基準を基に処分を決定する。

(処分の通知)

第5条 市長は、処分を決定したときは、指定工事店又は責任技術者に対し、所定の様式(別紙1)により通知するものとする。

(警告)

第6条 市長は、処分を行わない場合において必要があると認めるときは、別表のとおり指定工事店及び責任技術者に対し、書面による警告(別紙2)を行うものとする。

2 条例第9条の規定に基づいた排水設備等の工事完了の届け出、又は検査が行われないうときは、前項に準じるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

別表

指定・登録取消し等に関する措置基準

措置要件	措置内容
(指定工事店に関する事項)	
1 下水道条例第10条の7第1(1)(6)に該当したとき	1回目 書面による警告 2回目 業務停止30日間 3回目 業務停止60日間 4回目 指定取消し
2 下水道条例第10条の7第1項(2)(3)(4)(5)に該当したとき	指定取消し
(責任技術者に関する事項)	
3 下水道条例第10条の12第1項(2)(3)に該当したとき	1回目 書面による警告 2回目 業務停止30日間 3回目 業務停止60日間 4回目 登録取消し
4 下水道条例第10条の12第1項(1)(4)に該当したとき	登録取消し